

3 利用促進策等の実施状況

(1) 利用促進策（イベント、パンフレット作成、営業等の実施状況）

- ・ 11月 2日 米子ガス展示会（11/5、6）の打ち合せ。
- ・ 11月 2日 中国地区9人制バレーボール大会（11/5、6）の打ち合せ。
- ・ 11月 7日 第4期バドミントン、エンジョイ卓球教室開講
- ・ 11月 8日 第4期バウンドテニス教室開講。
- ・ 11月 9日 足立ふとん店展示会（11/12、13）の打ち合せ。
- ・ 11月 9日 春の高校バレー鳥取県大会（11/19、20）の打ち合せ。
- ・ 11月17日 WJBL米子大会（12/10）の打ち合せ。
- ・ 11月18日 体育館12月利用分調整会。
- ・ 11月28日 平田組展示会（12/3、4）の打ち合せ。
- ・ 11月29日 山陰酸素展示会を次年度にしてもらうよう依頼し、予約をいただいた。

(2) 利用者アンケート、クレーム等（内容及びその対応）

- ・ 11月22日 電話にて、「自動車が玄関の歩道寄り屋外掲示板の区画線のないところに駐車している。国道からの進入車両の邪魔になるし見通しが悪くなるため危険である。体育館側として黙認しているのか。」とのことだった。

《対応》 まずもって連絡をいただいたことに感謝の言葉を伝えるとともに、配慮が足らなかったことをお詫び申し上げた。展示会等の準備の場合、玄関前に駐車する必要があることを伝え、そのことにはご理解をいただいた。通常の利用の場合、こちらでも駐車の方法に注意を払うとともに、コーン等を設置することとし、ご理解いただいた。

(3) スポーツ・産業団体等への協力

- ・ 11月 4日 鳥取県中部地震復興がんばろう寄附のバナーをホームページに貼り付け。

鳥取県立米子産業体育館
お電話からのお問い合わせ ☎ 0859-35-0611

トップページ お問い合わせ

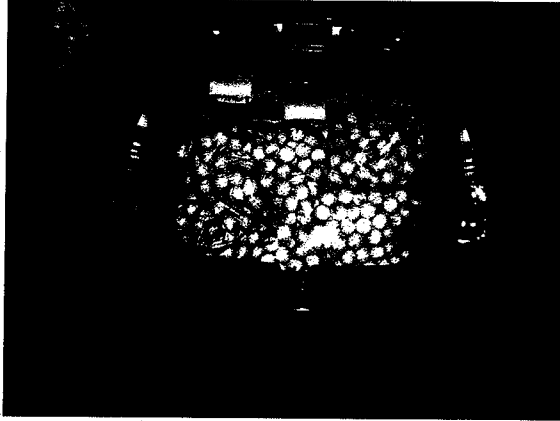
055299

鳥取県体育協会
鳥取県体育協会
鳥取県体育協会

鳥取県立米子産業体育館からのお知らせ

2016.11.24 12月分利用調整会について
2016.10.28 12月分利用調整会について

- 11月 5日、6日 米子ガス展示会で開館時間を8:00対応した。
- 11月 5日 県高校新人戦レスリング競技に審判役員を派遣した。田中
- 11月12日 鳥取県立武道館主催武道合同体験会の応援依頼に対し、職員2名を派遣。
- 11月14日 市立弓ヶ浜中学校より廃テニスボールの要望があり、提供した。



- 11月16日 日本塗装工業会のボランティア活動の受け入れ。

いいいろ塗装の日

いいいろ集装の日

この11月16日「いいいろ塗装の日」は
平成10年の日塗装創立50周年記念事業の一環として
実施した一般公募で いい (11) いろ (16) の語呂合せから決まったものです。
以後、毎年11月16日前後に、全国47都道府県の日塗装支部において
塗装に関する電話無料相談や記念講演会をはじめ
公園や学校等の公共施設の塗装工事など様々な塗装ボランティアを実施しています。
鳥取県支部においては、正会員18社、賛助会員3社の21社があり
毎年、県西部9社の正会員で公共施設や養護老人ホームなどで地域貢献の一環として塗装
の塗り替え作業を行っています

日塗装とは

正式名称を「一般社団法人日本塗装工業会」といい
建設関係の塗装工事にたずさわる 施工業者で構成された全国的な団体です。
昭和23年4月に任意団体として発足し、昭和34年5月には建設省の認可団体として
社団法人に改組した公益法人であり、建設業法の届出団体です。平成24年4月に一般社団
法人へ移行しました。
現在、会員総数は約2,300社を数え、全国47都道府県に支部組織をもって活動を続けてい
ます。



- ・ 11月19日、20日 春の高校バレー鳥取県大会で開館時間を8:00対応した。
- ・ 11月22日 鳥取県バウンドテニス協会主催ジュニアバウンドテニス教室のチラシを福米地区小中学校に配布依頼。
- ・ 11月23日 西部スポ少バドミントン大会で開館時間を8:00対応した。
- ・ 11月25日 山地二区自治会よりこどもかけこみ110番の場所指定依頼があり、受諾した。



- ・ 11月29日 グランドシニアバドミントン大会で開館時間を8:00対応した。

(4) その他（職員研修、危機管理等に係る訓練の実施等）

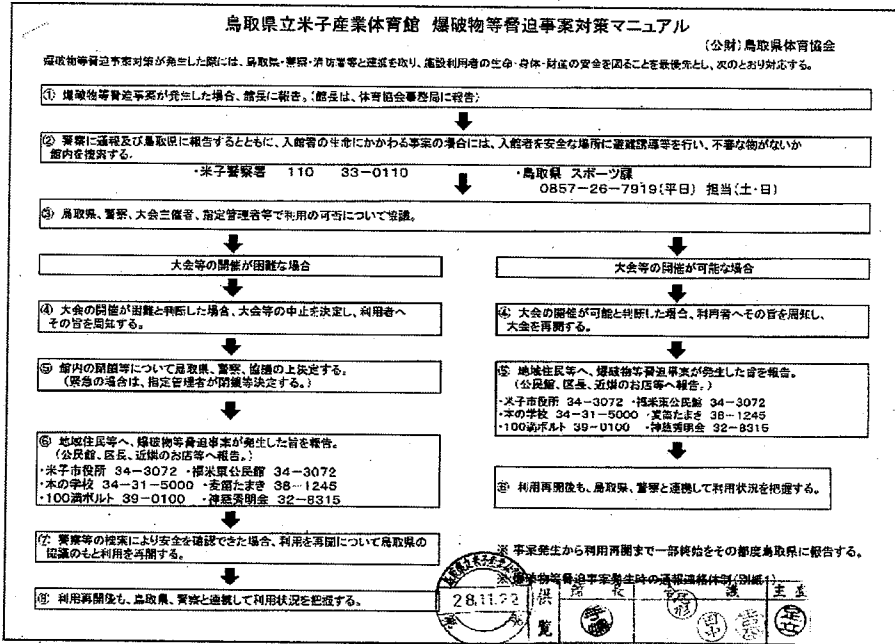
- ・ 11月 1日 Jアラートによる緊急地震速報を受信した際の行動を確認する研修を行った。



- ・ 11月 4日 Jアラートによる緊急地震速報行動訓練に参加。
- ・ 11月 4日 AED本体音声確認点検。異常なし



- ・11月22日 鳥取市での爆破予告を受けて、爆発物等脅迫事案対策マニュアルの確認を行った。



- ・11月22日 鳥インフルエンザウイルスの県内での確認に際し、野鳥の死骸を発見した場合の対応について確認。

野鳥の死骸を発見した場合の対応について

平成28年11月22日
鳥取県立米子産業体育館

平成28年11月21日鳥取県内でも鳥インフルエンザのウイルスが確認されました。現在までに県内で高病原性鳥インフルエンザで死亡した野鳥、感染した野鳥は発見されていません。養鶏農場等においても異常は確認されていません。当館においても、ごくまれに野鳥の死骸が発見されることがありますが、明らかにガラス等に衝突した場合を除き下記の対応をお願いします。

以下鳥取県ホームページより

死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物には素手で触らないでください。もしも死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。

死亡又は衰弱した野鳥や異常な鳥を見つけたときは、農畜りの県生活環境事務所、県総合事務所生活環境局、各家畜保健衛生所に連絡してその指示に従ってください。

※異常な鳥：首を傾けてふらふらしたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重症の結膜炎等を発症している鳥

また、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されておりません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

連絡先

東部生活環境事務所 0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局 0859-31-9320

- ・11月29日 Jアラート全国一斉情報伝達訓練に参加。異常なし。
- ・11月29日 人権研修「男女がともに担う社会づくりへ!」に参加。足羽

4 委託業務に関する収支状況